

平成 29 年 10 月 2 日現在

1. 商品名	長崎銀行 定期預金キャンペーン
2. ご利用いただける方	■個人のお客さま
3. 対象商品	■スーパー定期またはスーパー定期 300
4. 期間	■1 年（自動継続）
5. お預け入れ方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	■一括してお預け入れいただきます。 ■10 万円以上（1 口：1,000 万円未満） ■10 万円以上 1 円単位
6. 払い戻し方法	■満期日以降に一括して払い戻しいたします。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い頻度 (3) 計算方法	■年 0.03%を約定利率として満期日まで適用し、自動継続以降は、継続日における店頭表示金利を適用します。 ■満期日以後に一括してお支払します。 ■付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算を行います。
8. 税金	■平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ■マル優ご利用の場合は非課税
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	■総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 総合口座にお預けの定期預金を担保にその 90%以内または 300 万円までのいずれか少ない額 ※ご返済は普通預金へのご入金により自動的に行われます。 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
11. 期日前解約時のお取扱い	■スーパー定期/スーパー定期 300（6 ヶ月未満での解約の場合） 解約日における普通預金利率を適用します。 ■スーパー定期/スーパー定期 300（6 ヶ月以上 1 年未満での解約の場合） 約定利率×50%の利率を適用します。
12. 金利情報の入手方法	■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。か、店頭にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	■期日後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ■この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1 預金者あたり元本 1,000 万円とその利息が保護されます。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	・全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772